

教育長	次長	係長	係	文書
伊藤	伊藤	伊藤		伊藤

8教高第1401号

平成9年3月28日

各市町村（学校組合）教育長
各 県 立 学 校 長 様



高 知 県 教 育 長

永年勤続休暇について（通知）

このことについては、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」第12条の表の八に基づく特別休暇として、「公立学校職員の給与に関する条例」第2条第2項に定める教育職員（以下「教育職員」という。）にあっては53歳、また、教育職員以外の職員にあっては50歳の誕生日の属する一暦年について連続する3日以内で取得できるところですが、今後、すべての職員が、50歳の誕生日の属する一暦年について連続する3日以内で取得できることとしました。

また、新たに40歳の誕生日の属する年についても取得できるようになり、平成9年4月1日から実施することとなりました。内容については、下記のとおりですので適切な運用をしてください。

なお、「永年勤続休暇について（通知）（平成8年1月4日付7教義第1084号及び平成8年1月12日付7教高第1234号）」（以下「旧通知文」という。）は、平成9年3月31日で廃止します。

記

1 内容

（1）40歳及び50歳の誕生日の属する一暦年において連続する3日以内。

ただし、週休日・休日は日数に算定しない。

（2）40歳及び50歳の誕生日が属する一暦年についてのみ取得できる。

2 経過措置

- (1) 平成9年12月31日現在の年齢が41歳から49歳である職員については、次のとおり取り扱うこと。

年 齢	適 用 期 間
41～47歳	平成9年4月1日～平成11年12月31日
48歳	平成9年4月1日～平成10年12月31日
49歳	平成9年4月1日～平成9年12月31日

いずれも、一暦年において連続する3日以内で取得できること。

- (2) 平成9年12月31日現在の年齢が51歳以上の教育職員で、旧通知文に基づく永年勤続休暇をまだ取得していない職員については、次のとおり取り扱うこと。

年 齢	適 用 期 間
51, 52歳	平成9年4月1日～平成11年12月31日
53歳	平成9年4月1日～平成9年12月31日
55歳以上	平成9年4月1日～平成10年12月31日

いずれも、一暦年において連続する3日以内で取得できること。

なお、54歳となる教育職員は、昨年該当年齢であったため経過措置は設けないこと。

- (3) 平成9年12月31日現在の年齢が52歳以上の教育職員以外の職員で、旧通知文に基づく永年勤続休暇をまだ取得していない職員については、平成10年12月31日までの一暦年において連続する3日以内取得できること。

なお、51歳となる教育職員以外の職員は、昨年該当年齢であったため経過措置は設けないこと。